

京都市上下水道局告示第56号

京都市指定下水道工事業者規程第2条の規定に基づき指定の申請があり、同規程第3条に規定する指定の基準に適合しているため、次の者を京都市指定下水道工事業者として指定し、同規程第31条第1項第1号の規定に基づき告示します。

平成27年12月14日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 指定下水道工事業者

- (1) 京都市南区久世上久世町788-2
株式会社京都水道
代表取締役 伊藤 寛
- (2) 京都市南区東九条上御霊町40-2 レジデンスLICI 1階
株式会社シティーライフサービス
代表取締役 松本 太基
- (3) 京都市西京区榎原水築町16-4
宮原建設工業株式会社
代表取締役 宮原 純一
- (4) 京都市伏見区竹田西内畑町12番地 INAK BLDG. 506号
株式会社京南設備
代表取締役 小山 俊子
- (5) 京都府宇治市宇治琵琶19-4
塩見設備株式会社
代表取締役 塩見 知哉
- (6) 京都府八幡市橋本北ノ町15-1-205
株式会社グローバルワークス 八幡営業所
代表取締役 河野 貴志

2 指定期間

平成27年12月14日から平成32年3月31日まで

(上下水道局下水道部管理課)